

答 申 第 3 5 3 号
平成23年10月21日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成22年10月8日付け千消第135号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成21年5月9日付けで異議申立人から提起された、平成21年4月13日付け千消第12号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった平成21年4月13日付け千消第12号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）及び本件決定の一部を取り消して行った平成22年7月22日付け千消第111号による行政文書部分開示決定（以下「再決定」という。）について、理由付記に不備があるので取り消すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 知事は本件開示請求に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号を該当させ、「氏名、住所等、勤務先、メールアドレス、印影、記号」を不開示としたが、これ以外の部分についても不開示としている。
- (2) 知事は、主権者県民から指摘された企業名を「公にすることにより競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため」というが、そもそも当該企業がコンプライアンスに基づいた正当な（正常な）業務を行っていたら消費者センターに関係することもなかったのである。知事は不当な業務を行ったあるいはその指摘を行われた企業を結果的に擁護している。知事はかかる情報を積極的に公にし、消費者主権を伸張させるべき責務を負っているはずである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書の開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、条例に基づき、平成21年2月10日付けで、「千葉県消費者センターが消費生活相談に係って主権者県民から受けた抗議、要請、その他意見等。（2007年4月1日より本請求收受日までの分）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定及び本件文書について

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書を次のとおり特定し、条例第8条第2号及び第3号に該当するとして、本件決定を行った。

- (1) 平成19年6月27日付け県民からの收受文書（以下「本件文書1」という。）
- (2) 平成20年1月4日付け県民からの收受文書（以下「本件文書2」という。）
- (3) 平成20年2月1日付け県民からの收受文書（以下「本件文書3」という。）
- (4) 平成20年2月22日付け県民からの收受文書（以下「本件文書4」という。）
- (5) 平成20年2月27日付け県民からの收受文書（以下「本件文書5」という。）

- (6) 平成20年7月7日付け県民からの收受文書（以下「本件文書6」という。）
- (7) 平成20年9月8日付け県民からの收受文書（以下「本件文書7」という。）
- (8) 平成20年10月6日付け県民からの收受文書（以下「本件文書8」という。）
- (9) 平成20年10月21日付け県民からの收受文書（以下「本件文書9」という。）
- (10) 平成20年10月27日付け県民からの收受文書（以下「本件文書10」という。）
- (11) 平成20年12月1日付け県民からの收受文書（以下「本件文書11」という。）
- (12) 平成20年12月12日付け県民からの收受文書（以下「本件文書12」という。）
- (13) 平成20年12月12日付け県民からの收受文書（以下「本件文書13」という。）
- (14) 平成21年2月18日付け県民からの收受文書（以下「本件文書14」といい、「本件文書1」ないし「本件文書14」を併せて「本件文書」という。）

3 本件決定の一部取消しについて

実施機関は、本件決定で不開示とした部分のうち、条例第8条第2号及び第3号に該当せず、開示できる部分があるとして、平成22年7月22日付け千消第110号により本件決定の一部を取消し、再決定を行った。

4 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

本件決定及び上記3の再決定（以下「本件決定及び再決定」という。）で不開示とした部分である氏名、住所、電話番号、勤務先、メールアドレス、印影、記号として受付印の氏名の部分、書留・配達記録郵便物受領証（お客様控）に記載された引受番号、記号として受付印の法人支店名の部分、領収証書に記載された法人支店名及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

また、相談者が受診した病院名については、特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

これらは条例第8条第2号本文の不開示情報に該当し、いずれのただし書にも該当しない。

(2) 条例第8条第3号該当性について

本件文書には、千葉県消費者センターが受け付けた消費生活相談に係る、法人への苦情、問合せ等に関する情報が記載されている。これらは、消費者が当センターに送付したものであるが、苦情に関する文書については、事実関係が確定されていないものであり、そのような文書が公になることで、そこに記載されている法人の名誉、信用、社会的評価等を低下させ、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、本件決定及び再決定においては、法人名を特定する手掛かりとなる情報、すなわち、本件文書に記載された法人名、所属、職名、代表者名、商品名、電話番号、印影、ロゴマーク、証券を特定する番号、新聞記事、確認書について条例第8条第3号イに該当するため不開示とした。

5 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、「知事は本件開示請求に対し、千葉県情報公開条例第8条2号を該当させ、以下の部分を不開示とした（『開示しない部分及び開示しない理由』）。

『氏名、住所等、勤務先、メールアドレス、印影、記号』。しかし知事はこれ以外の部分についても不開示としている」と主張する。

しかしながら、本件決定における不開示部分は上記4（1）で説明するものだけであり、この主張には理由がない。

また、異議申立人は、「知事は主権者県民から指摘された企業名を『公にすることにより競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるため』というが、そもそも当該企業がコンプライアンスに基づいた正当な（正常な）業務を行っていたら消費センターに関係することもなかったのである。知事は不当な業務を行ったあるいはその指摘を行われた企業を結果的に擁護している。知事はかかる情報を積極的に公にし、消費者主権を伸張させるべき責務を負っているはずである」、と主張する。

しかしながら、本件決定における不開示部分は上記4（2）で説明するとおりであり、条例第8条第3号イに該当するものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求、本件決定及び再決定については、実施機関の説明要旨1ないし3のとおりである。

これに対し、異議申立人は、平成21年5月9日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 本件決定及び再決定における理由付記について

ア 条例第8条第2号該当性について

異議申立人は、実施機関が条例第8条第2号を該当させ、「氏名、住所等、勤務先、メールアドレス、印影、記号」を不開示とする決定をしたが、これ以外の部分についても不開示となる開示を実施したと主張するので、以下、検討する。

条例第12条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。」と規定する。

この決定において、部分開示の場合には、開示する部分と開示しない部分との区別及び当該開示しない部分についてはその理由を明らかにして行わなければならない。

実施機関は、本件決定及び再決定において、決定通知書の開示しない部分及び開示しない理由欄に、「氏名、住所等、勤務先、メールアドレス、印影、記号」とし、開示しない理由について「条例第8条第2号に該当する。個人に関する情報であるため、特定の個人を識別することが出来るため。」と記載しているが、当審査会が本件文書を確認したところ、本件文書7に記載された相談者の受診病院名、本件文書13の書留・配達記録郵便物受領証（お客様控）に記載された引受番号、領収証書に記載された法人支店名及び電話番号について、実施機関はマスキングして開示しなかったが、決定通知書には記載されていなかったことが認められた。

よって、実施機関がマスキングして開示しなかった部分について、本件決定及び再決定の決定通知書に記載しなかったことは、その記載に不備があると認められる

ので、瑕疵が存するものとして当該部分を不開示とする処分の取消事由になると解するのが相当である。

イ 条例第8条第3号該当性について

本件決定及び再決定において、実施機関が条例第8条第3号に該当するとして不開示とした部分について、その理由の記載を見ると、「条例第8条第3号に該当する。法人に関する情報であり、公にすることにより競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」とあり、条文を引用したのみであることが認められる。

条例第12条第3項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、その理由を前各項に規定する書面に記載しなければならない。

(以下略)」と規定しているが、この理由付記の趣旨は、実施機関の合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることにあると解される。

したがって、理由付記の趣旨にかんがみれば、決定通知書に条文のみを引用して記載しただけでは、理由の付記について十分とは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件決定及び再決定は、理由付記に不備があるので取り消すべきである。

4 開示・不開示の妥当性について（附言）

本件決定及び再決定は、上記のとおり決定通知書の記載に不備があり取り消すべきであるが、不開示とした部分について検討し、実施機関が再度の決定等を行う際の留意事項として指摘する。

(1) 条例第8条第2号の該当性について

ア 実施機関が条例第8条第2号に該当するとして不開示とした部分は次のとおりである。

(ア) 本件文書1、4、8、10及び14については、相談者の氏名

(イ) 本件文書2については、相談者の氏名、印影、住所、勤務先、勤務先所在地、メールアドレス、受付印の氏名の部分、配偶者氏名及び保険証券番号並びに法人担当者の氏名、印影及び法人作成の確認書

(ウ) 本件文書3、5及び6については、相談者の氏名及び住所

(エ) 本件文書7については、相談者の氏名、住所、電話番号、受診病院名及び受付印の氏名の部分並びに法人担当者の氏名

(オ) 本件文書9及び12については、相談者の氏名及び法人担当者の氏名

(カ) 本件文書11については、相談者の氏名及び勤務先並びに法人担当者の氏名

(キ) 本件文書13については、相談者の氏名、勤務先、書留・配達記録郵便物受領証（お客様控）に記載された差出人氏名、住所、受取人氏名、引受番号及び受付印の法人支店名の部分並びに領収証書に記載された法人担当者の氏名、法人支店名及び電話番号

イ 上記（ア）ないし（キ）のうち、相談者の氏名、印影、住所、電話番号、勤務先、勤務先所在地、メールアドレス、受付印の氏名の部分、配偶者氏名及び保険証券番号並びに書留・配達記録郵便物受領証（お客様控）に記載された差出人氏名、住所及び受取人氏名並びに法人担当者の氏名、印影及び法人作成の確認書については、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであり、条例第8条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないため、不開示妥当である。

ウ しかしながら、上記（エ）の受診病院名については、特定の個人を識別することができるものとは認められず、開示したとしても個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

また、上記（キ）の書留・配達記録郵便物受領証（お客様控）に記載された引受番号及び受付印の法人支店名の部分、領収証書に記載された法人支店名及び電話番号についても、特定の個人を識別することができるものとは認められず、開示したとしても個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

（２） 条例第 8 条第 3 号該当性について

ア 実施機関が条例第 8 条第 3 号に該当するとして不開示とした部分は次のとおりである。

（ア） 本件文書 1、3、6、8、10 及び 12 については、法人名

（イ） 本件文書 2 については、法人名、法人支店名、ロゴマーク、商品名、法人役員氏名、保険証券番号及び法人作成の確認書

（ウ） 本件文書 5 については、法人名及び商品名

（エ） 本件文書 7 については、法人名、法人所在地、電話番号、商品名、法人担当者の所属名、職名、法人役員氏名及び法人名の記載された新聞記事

（オ） 本件文書 9 については、法人名、法人担当者の所属名及び職名

（カ） 本件文書 11 については、法人名、法人担当者の所属名、職名及び商品名

（キ） 本件文書 13 については、法人名、法人役員氏名、法人役員役職名、法人担当者の所属名、職名及び商品名

イ 実施機関の説明によると、本件文書は消費者が実施機関に送付してきた法人への苦情等であって、そこに記載されている内容については、実施機関が事実関係を確定したものではないとのことである。

しかしながら、本件文書 6 については、消費者からの問合せに関する文書であって、そこに記載された法人名について開示したとしても、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、本件文書 13 に記載された法人役員の役職名並びに本件文書 7、9、11 及び 13 に記載された法人担当者の職名については、当該法人が特定されるものではないため、それらを開示したとしても、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

ウ 一方、上記イを除く本件文書に記載された法人等に関する情報を公にすることは、当該法人の信用や社会的評価を低下させ、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

エ なお、新聞記事については、消費者が実施機関に送付した苦情に関する文書に添付されたものであり、その内容は、保険金不払い等に関するものである。当該新聞記事には、相談者の苦情先である法人名を含め、2つの法人名が記載されているところ、相談者により苦情先である法人名の横に線が引かれており、当該法人に対する苦情であることは容易に推測される。

当審査会では、当該法人名について上記ウで不開示妥当と判断していることから、これを開示することは適当とは認められない。

また、当該法人名のみを不開示としても、その新聞名や日付、記事の内容などから、当該法人が容易に検索されてしまうと考えるのが相当であり、新聞記事につい

ても条例第8条第3号イに該当するため、不開示妥当と判断する。

(3) よって、実施機関が、条例第8条第2号に該当するとして不開示とした情報のうち、本件文書7に記載された相談者の受診病院名、本件文書13の書留・配達記録郵便物受領証(お客様控)に記載された引受番号及び受付印の法人支店名の部分並びに領収証に記載された法人支店名及び電話番号について、また、条例第8条第3号に該当するとして不開示とした情報のうち、本件文書6に記載された法人名、本件文書13に記載された法人役員の役職名、本件文書7、9、11及び13に記載された法人担当者の職名について、それぞれ開示すべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
22. 10. 8	諮問書の受理
22. 11. 11	実施機関の理由説明書の受理
23. 5. 27	審議 実施機関から不開示理由の聴取
23. 6. 24	審議
23. 7. 29	審議
23. 9. 30	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部 会 長
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成23年9月30日現在)